

堺こ家第 1256 号
令和 8 年 10 月 2 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市こども青少年局
こども青少年育成部長

全国ひとり親世帯等調査について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市福祉行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、全国のひとり親世帯の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、全国ひとり親世帯等調査を実施いたしますので、別紙のとおりお知らせいたします。

（問合せ先）堺市 こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課
（担当：板橋、根来）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL（072）228－7331（直通）

FAX（072）228－8341

全国ひとり親世帯等調査について

1 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の対象

令和 8 年 11 月 1 日時点で調査地区内に居住している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯

3 調査地区

①父子世帯及び養育者世帯については、令和 2 年国勢調査により設定された調査区から無作為抽出された調査地区（堺市 102 地区 5,438 世帯）

②母子世帯については、①の調査地区の中からさらに無作為抽出された調査地区（堺市 30 地区 1,625 世帯）

4 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等「令和 8 年度全国ひとり親世帯等調査」調査票に掲げる事項とする。

5 調査員

調査員は、本市職員（各区保健福祉総合センター職員）が担当します。

6 調査の時期

令和 8 年 11 月 1 日

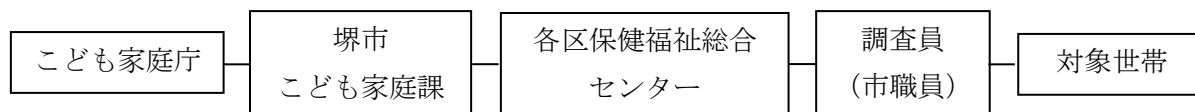
7 調査の方法

調査票の配付については、調査員が調査対象世帯の自宅を訪問して調査趣旨を説明した上で紙の調査票及びオンライン回答するための利用者情報（調査対象者 ID・パスワード）を配付します。ただし、調査対象世帯が不在等の場合は、調査対象世帯の自宅のポストに投かんする方法により配付します。

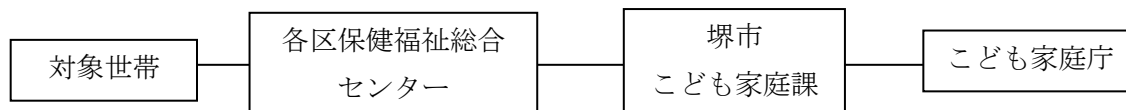
調査票の回収については、郵送及びオンライン調査システムでの回答により回収を行います。

8 調査の系統

（配布）



（回収）



9 結果の公表

集計は民間委託で行い、集計後、こども家庭庁において、令和9年10月を目途に「全国ひとり親世帯等調査結果の概要」を公表し、集計結果をこども家庭庁ホームページ及び総務省 e-Stat に掲載します。